

指 定 病 院 等 に お け る 不 在 者 投 票 事 務 の 手 引

参 議 院 議 員 通 常 選 挙

(令和 7 年 7 月 20 日 執行 の 場 合)

〈投票用紙の色〉

選 挙 区 選 挙 … 薄黄色

比例代表選挙 … 白色

島根県選挙管理委員会

目 次

1. は じ め に	1
2. 不在者投票とは	1
3. 指定病院等とは	1
4. 不在者投票をすることができる者は	2
5. 不在者投票のできる期間は	2
6. 不在者投票を管理するのは誰か	3
7. 不在者投票管理者の主な仕事は	4
8. 投票記載場所の設備は	4
9. 不在者投票の手続は	5
10. 投票には投票立会人の立会が必要である	9
11. 不在者投票における公正確保（外部立会人の努力義務等）	9
12. 不在者投票の送致	10
13. 記録の作成について	10
14. 所要費用について	11
15. 所要費用の請求について	12
16. 不在者投票事務関係様式について	12

凡 例

この手引において左欄に掲げる用語は、それぞれ右欄に掲げる略称を用いた。

用 語	略 称
公 職 選 挙 法	法
公 職 選 挙 法 施 行 令	令
公 職 選 挙 法 施 行 規 則	則

1. はじめに

この手引に書かれている不在者投票の事務手続は、不在者投票を行うことができる病院、老人ホーム等の不在者投票管理者のもとで行う不在者投票の場合についてのみ記載してあります。

2. 不在者投票とは

選挙における投票は、原則として選挙人が「選挙の当日、自ら投票所に行き、投票しなければならない。」（法44条1項）とされており、投票用紙は「選挙の当日、投票所で交付される。」（法45条1項）ことになっています。

しかし、選挙人の中には、病院に入院しているとか、船に乗って航海に出てしまう等の理由で、投票したいという意思を持ちながらも、選挙の当日、その人が登録されている投票所まで行って投票することができないと見込まれる人がいます。

そこで、不在者投票はこのような事情に該当すると見込まれる人のために、投票日の前でも投票ができるように考えられた制度で、具体的には不在者投票のできる人（法48条の2第1項該当者）が一定の手続によって、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに法律で定められた場所で投票するという例外的なしくみです。

3. 指定病院等とは

指定病院等とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる施設として指定した病院（医療法にいう病院、ただし介護老人保健施設も含む。）、老人ホーム（老人福祉法にいう養護老人ホーム等）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律にいう被爆者を入所させる施設）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害者支援施設等）及び保護施設（生活保護法にいう救護施設等）をいいます（令55条2項）。

4. 不在者投票をすることができる者は

指定病院等で不在者投票のできる者は、次のすべての条件を満たしていなければなりません。

(1) 選挙人であること。

○不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。

○選挙人名簿に登録されていること。

(2) 指定病院等に入院中又は入所中であること。

(3) 選挙の当日、次のいずれか1つに該当すると見込まれる者であること。

ア、歩行は容易であるが入院又は入所している指定病院等が自分の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域外にあること（法48条の2第1項2号）。

イ、疾病・負傷・妊娠・老衰・身体の障がい若しくは産褥にあるため、歩行が困難であること（法48条の2第1項3号）。

(注) A. 指定病院等で不在者投票のできる人は、入院患者及び入所者に限られています。通院患者や入院患者の付添人、当該指定病院等の職員はその病院等で不在者投票をすることはできません。

B. 選挙の当日歩行の容易な入院患者・入所者は、入院（入所）中の指定病院等がその選挙人の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域内にあるときは、その病院等で不在者投票をすることはできません。

5. 不在者投票のできる期間は

不在者投票のできる期間は、選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日（投票日）の前日までです。

なお、時間は午前8時30分から午後5時までです（法270条）。

(注) 本年7月20日に執行される参議院議員通常選挙（選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙）についての不在者投票のできる期間は、公示日の翌日から7月19日までです。

6. 不在者投票を管理するのは誰か

- (1) 不在者投票管理者（法49条、令55条）とは、不在者投票事務全般を管理し執行する人のことで、不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるように配慮しなければなりません。その役目は不在者投票の場所において

- ①不在者投票事務に関する手続きのすべてについて最終的な決定を行い、
- ②不在者投票事務に従事する人を指揮監督することです。

- (2) 指定病院等における不在者投票管理者には原則として、その指定病院の院長、指定老人ホームの長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長等（以下「指定病院の院長等」という。）がなります（令55条2項、4項2号）。

- (注) A. 指定病院の院長等が候補者となった場合又は指定病院の院長等が外国人である場合は、指定病院の院長等の職務を代理すべき人が不在者投票管理者となることになっています（令55条8項、9項）。

- B. 指定病院の院長等に事故があったり欠けた場合も同じです（令55条9項）。

- C. 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません（法135条2項）。

- D. 一般の不在者投票制度のほかに、郵便等による不在者投票制度があります。

これは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている人もしくは介護保険法に規定する要介護者のうち、あらかじめ市町村選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けた選挙人本人が、自ら投票用紙及び郵便等による不在者投票用の投票用封筒の交付を市町村の選挙管理委員会委員長に請求し、現在する場所で投票を記載した後、市町村の選挙管理委員会の委員長に直接郵便等をもって送付する制度です。

この場合、指定病院等で投票を記載することもあります。指定病院の院長等が不在者投票管理者となっていく不在者投票ではありません。

なお、郵便等による不在者投票をすることができる人が、郵便等による不在

者投票の手続をしないで、指定病院等における不在者投票を行う場合は指定病院の院長等が当然に不在者投票管理者となります。

7. 不在者投票管理者の主な仕事は

指定病院の院長等には不在者投票管理者として次のような事務进行处理していただくこととなります。

事前に担当者と日程（投票の意思確認、投票用紙等の請求、不在者投票、投票の送致等）、場所などについて、十分な打合せを行ってください。その際には、DVD「指定施設での不在者投票の実施方法」（都道府県選挙管理委員会連合会作成）を活用してください。

- (1) 入院又は入所中の選挙人の依頼（**記載例 1 参照**）によって、その選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒（以下、「投票用紙等」という。）の交付を、その選挙人の名簿のある市町村の選挙管理委員会に請求すること（令50条4項）。
- (2) 上記(1)によって投票用紙などの交付を受け、これを選挙人に渡すこと（令53条4項）。
- (3) 選挙人が不在者投票をする際に投票用紙等及び不在者投票証明書（個人で請求した場合のみ）を点検すること（令58条1項、2項）。
- (4) 選挙人が不在者投票をする際に選挙権を有する者を立会人に選び、立ち会わせること（令58条3項）。
- (5) 不在者投票記載所の設備をすること（令58条4項）。
- (6) 選挙人から代理投票の申請を受けた際にその許否を決定すること（令58条4項）。
- (7) 不在者投票をその選挙人の名簿のある市町村の選挙管理委員会に送致すること（令60条1項1号）。

8. 投票記載場所の設備は

- (1) 不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他不正が行わ

れることを防止するために、相当の設備をしなければならないこと（令58条4項）。

- (2) 投票記載場所には、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示することができないので、掲示してあるときは撤去しておくこと（法143条3項、法145条1項、法201条の11第6項、法201条の13第1項）。

なお、投票記載台にも候補者の氏名等を掲示することはできませんが、県選挙管理委員会から送付する選挙公報や県報（県選挙管理委員会告示）、市町村選挙管理委員会から送付する候補者の氏名等一覧表などによって、候補者の氏名、名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の周知を図ってください。

9. 不在者投票の手続は

(1) 投票用紙等の請求の方法

投票用紙等を請求する方法は、選挙人が自ら請求する場合と指定病院の院長等又はその代理人が代わって請求する場合の二通りがあります（別表1参照）。

- (注) 参議院議員通常選挙では、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙が行われますが、特別の事情のない限り両選挙の投票用紙を同時に請求するようにしてください。

ア、投票用紙等の請求先は

- (ア) 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会委員長に対して選挙期日の公示日前から選挙期日の前日までに請求することができます。
- (イ) 選挙人が選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員（以下「船員」という。）の場合は、上記(ア)のほか指定港所在の選挙管理委員会（別表2参照）の委員長にも請求できます。この場合は、選挙期日の公示日の翌日から請求することができます。

イ、請求にはどんな文書が必要か

請求は直接又は郵便等によって行うことになっています。

- (ア) 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合

① 選挙人自らが請求する場合

- ㊦ 選挙の当日、不在者投票事由に該当する見込みである旨の宣誓書
- ㊧ 指定病院等で投票する旨の申立書
- ㊨ 船員の場合は、㊦㊧のほか選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の発行する選挙人名簿登録証明書

② 指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合

㊦ 投票用紙等請求書（記載例2参照）

（指定病院の院長等の押印は必要ありません。）

請求書には、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（様式1号（3枚目））を添付してください。

㊧ 船員の場合は、㊦のほか選挙人名簿登録証明書

(イ) 選挙人が船員である場合で、指定港所在の選挙管理委員会（別表2参照）の委員長に対してする場合

この場合、指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求することになります。

㊦ 投票用紙等請求書（記載例2参照）

㊧ 選挙人名簿登録証明書

㊨ 船員手帳

ウ、点字で投票しようとする場合

視覚障がい者である選挙人が点字によって投票しようとする場合は、選挙人自らが請求するときはその旨の申立を、指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求するときは、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（様式第1号（3枚目））の備考欄にその旨を記載することになっています。

エ、投票用紙等の交付を受けたら

投票用紙等の交付を受けたら、種別・数量を必ず点検するとともに、保管は鍵のかかる金庫などで行い、紛失等のないよう管理に十分注意を払ってください。
また、鍵は厳重に管理してください。

(2) 不在者投票の方法

ア、不在者投票をさせる前にしなければならないことは

(ア) 投票用紙等の点検（令58条1項）

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認すること。

投票用紙は、参議院議員通常選挙については**選挙区選出議員選挙が薄黄色**の用紙、**比例代表選出議員選挙が白色**の用紙のものをそれぞれ使用します。

(イ) 候補者の氏名等が記載してある場合の措置

投票用紙に候補者の氏名等が既に記載してある場合は、不在者投票管理者は選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人の選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせ、所定の不在者投票を行わせること。

(ウ) 不在者投票証明書の点検（令58条2項）

（名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。）

- ① 選挙人が自分で投票用紙等を請求したものであるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開破されていないかどうかを点検してください。
- ② 不在者投票証明書の封筒が開破されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかを問わず、投票させることはできません。
- ③ 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書に記載されている投票をしようとする指定病院等とが一致するかどうか確認し、一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときには投票させることができます。

イ、投票するときの手続（令58条1項）

- ① 投票の記載場所において、投票用紙に次のとおり自書させ、これを投票用内封筒に入れて封をさせ、さらに投票用外封筒に入れて封をさせ、**外封筒の表面に署名**をさせて提出させること。
- ㊦ 選挙区選出議員選挙にあつては、候補者の氏名

- ① 比例代表選出議員選挙にあっては、名簿登載者の氏名又は名簿届出政党等の名称若しくは略称
- ② 投票用外封筒の署名を忘れたり、指定病院の院長等が選挙人に代わって氏名を記載してはなりません。
- ③ 投票用外封筒の署名の下に捺印するとか、投票用封筒を印をもって封緘する必要はありません。
- ④ 点字投票があったときの投票用外封筒の表面の署名は、投票用内封筒を投票用外封筒に入れる前に点字で打たせること。
- ⑤ **代理投票**を希望する者がいるとき。(別表1参照)
 - ㊦ 選挙人が心身の故障等のため候補者の氏名等を自書することができないときは、その申請により代理投票をさせることができます。
 - ① 代理投票をさせるときは立会人の意見を聴いて**補助者2人**を決め、その1人の立会の下に、他の1人が投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、投票用内封筒に入れて封をし、さらに投票用外封筒に入れて封をした上、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載し直ちに提出させること。この場合、外封筒の表面に選挙人に代わって代理で候補者の氏名等を記載した者は、代理記載人として名前を書かないこと（これを書くのは後述㊦の代理投票の仮投票の場合のみ）。

なお、**代理投票の補助者は、事務従事者から定めなければなりません（選挙人の家族や前記7の(4)の立会人が補助者となることはできないことに注意してください）。**

- ㊧ 代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができます。
- ㊨ 代理投票の仮投票をさせる場合
 - I 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき
 - II 代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき

代理投票の仮投票の場合は、代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名等を記載した者に、投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載

させ、さらにその者（補助者）の氏名を表面左下段に「代理記載人〇〇〇〇」と記載させて提出させること。

⑥ ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場合に限り、ベッドの上ですることもできます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

10. 投票には投票立会人の立会が必要である

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合において選挙権を有する立会人を立会させなければなりません（令58条3項）。立会人は、不在者投票管理者及びその補助者（事務従事者）、代理投票の補助者とは、兼ねることはできません。

11. 不在者投票における公正確保（外部立会人の努力義務等）

- (1) 不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。

なお、外部立会人の選定については、依頼文（15頁の参考様式を参照）などにより、貴施設の所在する市町村の選挙管理委員会へなるべく早くご相談ください。

- (2) 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、一般の投票における場合と同様に、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪の罰則の適用があります（法255条1項）。
- (3) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない（法135条2項）とされており、**選挙人に疑念を抱かれ**

ることのないよう適正な管理執行に努めてください。

なお、指定病院等の廊下、エレベーター等の共用部分に候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するポスターを掲示できない期間中（任期満了前6か月から選挙期日まで）ですので、特に留意してください（法143条16項）。

12. 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合、投票用外封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、これに記名し、かつ、立会人に署名させ、不在者投票証明書がある場合はそれとともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちにこれを選挙人が登録されている名簿の属する市町村の選挙管理委員会に送致し、又は速達等を用いた郵便等をもって送付しなければなりません(令60条)。この場合、投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名を忘れたりすると、その投票は受理されないこととなるので注意してください。(16頁の投票用外封筒記載例を参照)

13. 記録の作成について

不在者投票を管理した場合、その選挙の種類、実施年月日、実施場所、指定病院の院長等又はその代理人の職・氏名、事務補助者の職・氏名、立会人の氏名、投票をした選挙人の氏名、代理投票をさせたときは代理投票をした選挙人の氏名及びその補助者の氏名、その他必要と認める事項等を「請求書別紙兼不在者投票実施てん末書」(様式1号(1枚目))に記録し、保管しておいてください。

なお、投票用紙等の請求、交付、送付及び送致の経過を記録した「不在者投票記録簿」(様式2号)を作成し、保管しておいてください。

14. 所要費用について

指定病院等で不在者投票を行った場合に要した経費は、指定病院の院長等からの請求によって選挙人1人につき1,236円を本県において負担します。

請求書には、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（様式1号（2枚目））を添付してください。

また、指定病院等の不在者投票管理者が、市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち会わせ、報酬、旅費等を支給した場合（報酬等を支給しない市町村選挙管理委員会の職員等を投票に立ち会わせた場合を除く）に、1日につき12,400円を上限としてその経費を県が負担します。

なお、1日のうちの一部の時間について従事した場合は、以下の＜外部立会人の経費算定表＞を参照してください。（この上限額は、旅費を含んだ金額です。）

また、1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。

外部立会人の報酬支給に係る源泉徴収については、各施設において手続きを行ってください（徴収額については日額表の丙欄を適用してください）。

なお、外部立会人の選定を依頼される際は、依頼文（15頁の参考様式を参照）などにより、貴施設の所在する市町村の選挙管理委員会へ早めにご相談ください。

＜外部立会人の経費算定表＞

従 事 時 間	上 限 額
1 時間以下	1, 4 5 9 円
2 時間以下	2, 9 1 8 円
3 時間以下	4, 3 7 6 円
4 時間以下	5, 8 3 5 円
5 時間以下	7, 2 9 4 円
6 時間以下	8, 7 5 3 円
7 時間以下	1 0, 2 1 2 円
7 時間を超える時間	1 2, 4 0 0 円

（上限額は旅費を含んだ金額）

15. 所要費用の請求について

不在者投票事務に要した経費は、次頁の様式（不在者投票特別経費請求書）により、選挙終了後速やかに（概ね2週間以内に）県選挙管理委員会へ請求してください。

請求書には、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（様式1号（2枚目））を添付することとなりますが、ユニット型など併設する複数の施設が同じ場所で同時に不在者投票を行う場合であっても、このてん末書はそれぞれの施設ごとに別々に作成し、請求も施設ごとに行ってください。同様に同一法人内に投票を行った施設が複数あり請求者が法人であっても、請求書の作成は施設ごとに行ってください。

なお、島根県に対する請求の対象は、投票を行った選挙人の住所（選挙人名簿に登録されている所在地）には関係なく、貴施設において投票をした選挙人全てとなります（他の都道府県の市町村の選挙人名簿に登録されている者を含みます。）。

16. 不在者投票事務関係様式について

この手続きに掲載している不在者投票事務に関する各種様式の電子データについては、島根県選挙管理委員会ホームページに掲載しています。

・島根県選挙管理委員会ホームページ「島根の選挙」

<https://www.pref.shimane.lg.jp/senkyo/>

不在者投票特別経費請求書

一 金 円

以下の内訳の A の金額と B の金額の合計

(内 訳)

A 不在者投票を行った経費

@ 1,236円 × 人分 = 円

(別紙、不在者投票実施てん末書の写しのとおり。)

B 市町村選管が選定した外部立会人(選管職員など無報酬の立会人を除く)を立ち会わせた経費 (報酬・旅費)

外部立会人の経費算定表を参照 円 (領収書の写しを添付)

(立ち会わせた時間は 時 分 から 時 分 まで)

但し、第27回参議院議員通常選挙の不在者投票特別経費

上記のとおり請求します。

以下の請求者は、下記の支払口座の本枠の「カナ口座名義」の名義人(肩書)と必ず一致する者としてください。

請求者(法人又は施設)の所在地

請求者(法人又は施設)の団体名

請求者(法人又は施設)の代表者の肩書・氏名

上記の「請求者」が法人の場合に限り、以下に投票を行った施設の名称もご記入ください。

投票を行った施設の名称

※投票を行った施設が複数ある場合は、それぞれの施設ごとに請求書を作成してください。

(支払口座)

預金口座種別	金融機関	銀行・組合						支店・支所出張所			
		金庫・連合会									
口 座 種 別	預 金 種 別	1 普通預金	4 貯蓄預金	口 座 番 号							
		2 当座預金	9 その他								
カナ口座名義											

不在者投票特別経費請求書 記入上の注意事項

1 A の特別経費は、選挙人 1 人につき、1,236 円です。不在者投票特別経費請求書には、「請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（2 枚目の島根県選挙管理委員会提出用）」のみを添付してください。

2 A の特別経費の請求の対象となる人数は、投票を行った選挙人の実人数であり、選挙区選出議員選挙の投票を行った人数と、比例代表選出議員選挙の投票を行った人数を合計した人数ではありません。

したがって、両方の選挙の投票をした人も、いずれか一方の投票をした人も、同様に 1 人として計算してください。

3 B の市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人に支払った経費（報酬、旅費）があれば、請求してください（1 日当たり 12,400 円が上限）。

なお、請求に当たっては、領収書の写しを添付してください。

4 請求者は法人又は施設等の代表者となりますが、請求書中の支払口座の「カナ口座名義」欄に記入した名義人と肩書などが必ず一致する者としてください。

また、請求者を法人の代表者とする場合は、必ずその下段の「投票を行った施設の名称」欄も記入してください。

例：カ名義）～リジチヨウ → 請求者の欄は、法人の所在地・名称・理事長とする。

※投票を行った施設の名称の欄に、施設名を記入する。

例：カ名義）～シツチヨウ → 請求者の欄は、施設の所在地・名称・施設長とする。

※投票を行った施設の名称の欄は、空欄とする。

5 請求書の送付先は、次のとおりです。

〒690-8501 松江市殿町 1 番地 島根県選挙管理委員会

6 なお、お問い合わせがある場合は、次のところまでお願いします。

TEL 0852-22-5064、5792

FAX 0852-27-8565

島根県選挙管理委員会事務局

(参考様式)

令和 年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会 あて

(施設名) 長 ○○ ○○

外部立会人の選定について（依頼）

当施設においては、公職選挙法第49条第1項の規定に基づき、下記のとおり不在者投票を行う予定です。

つきましては、同条第10項の規定に基づく外部立会人の選定をお願いいたします。

記

1 日 時

2 場 所

3 施設名

4 担当者（連絡先）

※ この様式はあくまで参考です。実際に選定依頼を行う際の依頼方法や様式等につきましては、所管する市町村選挙管理委員会へ必ずご確認ください。（依頼文が任意様式でも構わないような場合は、この様式をご活用ください。）

(参考) 投票用外封筒の記載例

(裏)

投票年月日 令和 年 〇月 〇日 投票場所 〇〇病院
 不在者投票管理者(職・氏名)

立会人

〇
〇
〇
〇

※必ず立会人が署名(自書)すること。

〇〇病院長

〇
〇
〇
〇

※不在者投票管理者(又はその補助者(事務従事者))が記名
(「ゴム印でもよい」すること)。

(表)

第 27 回
 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙

不在者投票

(外封筒)

島根県選挙管理委員会印

投票者

〇
〇
〇
〇

注意

投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

☐ 在外選挙人の投票に使用

投票区名
選挙人名簿登録番号
男 女 別
男 女

- 16 -

別表2

船員の不在者投票用紙等を交付する指定港市町村の選挙管理委員会(島根県関係のみ)

松江市、浜田市、出雲市、大田市

隠岐郡 西ノ島町、隠岐の島町

(「規則別表第二」)

依 頼 書

私は、令和 7 年執行の 参議院選挙区選出議員選挙 参議院比例代表選出議員選挙 の投票を

当 病 院 で行いたいので投票用紙及び投票用封筒の交付を請求してくださるよう
依頼いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 病 院 長

〇 〇 〇 〇 殿

選 挙 人

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和〇年〇月〇日生 (男・女)

※投票用紙等の交付の請求を依頼しない選挙がある場合は、当該選挙名を二重線で消すこと。

請 求 書

別記の選挙人は、令和 7 年執行の 参議院選挙区選出議員選挙
参議院比例代表選出議員選挙 の当日、

当 病 院 に入院(所)中のため 当 病 院 において投票する見込み
であり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別記選挙人に
代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(住所) 〇〇市〇〇町〇〇番地

(氏名) 〇 〇 病 院 長 〇 〇 〇 〇

〇 〇 市 選挙管理委員会委員長 殿

※投票用紙等の請求をしない選挙がある場合は、当該選挙名を二重線で消すこと。

No. 2

選挙人氏名 (生年月日・性別)	住所		投票の 年 月 日	実施場所	不在者投票 管理者職氏名	立会人氏名	代理投票の場合 の補助者の氏名	事務補助者の 職 氏 名	備考
	住	所							
○ ○ ○ ○ (○・○・○ 男・女)	市 ○ ○ ○ ○	町 ○ ○ ○ 1 番地	令和 年 月 日						
	市 ○ ○ ○ ○	町 ○ ○ ○ 55 番地							
△ △ △ △ (△・△・△ 男・女)	市 ○ ○ ○ ○	町 ○ ○ ○ △△△200 番地	令和 年 月 日						
	市 郡 同上	町 村 番地							
(. . 男・女)	市 郡	町 村 番地	令和 年 月 日						
	市 郡	町 村 番地							
(. . 男・女)	市 郡	町 村 番地	令和 年 月 日						
	市 郡	町 村 番地							
(. . 男・女)	市 郡	町 村 番地	令和 年 月 日						
	市 郡	町 村 番地							
(. . 男・女)	市 郡	町 村 番地	令和 年 月 日						
	市 郡	町 村 番地							
(. . 男・女)	市 郡	町 村 番地	令和 年 月 日						
	市 郡	町 村 番地							
(. . 男・女)	市 郡	町 村 番地	令和 年 月 日						
	市 郡	町 村 番地							

(注) 1. 本表は、投票用紙等の請求先の市町村ごとに別葉で作成してください。

2. 投票用紙等を請求する場合は、太枠の中の欄（必要に応じ備考欄も）を記入の上、市町村選挙管理委員会提出用（3枚目）を切り離し請求書に添付してください。

3. 選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙のうち一つの選挙のみ投票した者については、備考欄にその旨明記してください。

4. 「住所」と「選挙人名簿に登録されている住所」欄はそれぞれ番地まで記載し、両者が同じ場合には、「同上」と省略され、両者が異なる場合には、「同上」と省略されません。

5. この表は、不在者投票管理者において保管してください。なお、不在者投票特別経費を請求される際には、島根県選挙管理委員会提出用（2枚目）を切り離し、添付してください。

不在者投票の名称

○
○
○

※ユニット型など併設する複数の施設が同じ場所で同時に不在者投票を行う場合でも、本書はそれぞれの施設ごとに別々に作成してください。

第27回參議院議員通常選舉

島根県選挙管理委員会提出用

No.	0
-----	---

[illegible]

※この表は島根県選挙管理委員会に不在者投票特別経費を請求される際切り離し、添付してください。

No.	0
-----	---

選挙人氏名 (生年月日・性別)	住所		備考
	住	所	
○ ○ ○ ○	市 ○ ○	町 ○ ○ 1 番地	
(○・○・○ 男・女)	市 ○ ○	町 ○ ○ 55 番地	
△ △ △ △	市 ○ ○	町 △ △ 200 番地	
(△・△・△ 男・女)	市 郡 同上	町 村 番地	
(. . 男・女)	市 郡	町 村 番地	
	市 郡	町 村 番地	
	市 郡	町 村 番地	
(. . 男・女)	市 郡	町 村 番地	
	市 郡	町 村 番地	
	市 郡	町 村 番地	
(. . 男・女)	市 郡	町 村 番地	
	市 郡	町 村 番地	
	市 郡	町 村 番地	
(. . 男・女)	市 郡	町 村 番地	
	市 郡	町 村 番地	
	市 郡	町 村 番地	
(. . 男・女)	市 郡	町 村 番地	
	市 郡	町 村 番地	
	市 郡	町 村 番地	

※この表は市町村選挙管理委員会に投票用紙等を請求する際切り離し、請求書に添付してください。

不在者投票管理者保管用

不在者投票記録簿

選挙人が登録されている選挙人名簿の属する選挙管理委員会名	請 求		交 付		送 付 (送 致)			備 考
	請 求 月 日	請 求 数	交 付 月 日	交 付 数	送 付 (送致) 月 日	投 票 者 数	送 付 (送致) 方法	
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			

(注) 1. 「請求」欄には、投票用紙、投票用封筒を請求した月日、請求数を、「交付」欄には、投票用紙等が交付された月日、交付数を、「送付(送致)」欄には、投票のあった不在者投票を送付もしくは送致した月日、投票者数、送付もしくは送致方法を記入してください。
2. 「備考」欄には、「不在者投票実施てん末書」の「No」を記入するほか、特記すべき事項を記入してください。

県・市町村選挙管理委員会事務局 一覧表

選 管 名	住 所	T E L 番号	F A X 番号
松 江 市 選挙管理委員会	〒690－8540 島根県松江市末次町86番地	0852－55－5118	0852－55－5494
浜 田 市 選挙管理委員会	〒697－8501 島根県浜田市殿町 1 番地	0855－25－9810	0855－22－9100
出 雲 市 選挙管理委員会	〒693－8530 島根県出雲市今市町70番地	0853－21－6559	0853－21－2222
益 田 市 選挙管理委員会	〒698－8650 島根県益田市常盤町 1 番 1 号	0856－31－0462	0856－31－0536
大 田 市 選挙管理委員会	〒694－0064 島根県大田市大田町大田口1111番地	0854－83－8140	0854－82－2480
安 来 市 選挙管理委員会	〒692－8686 島根県安来市安来町878番地 2	0854－23－3135	0854－23－3157
江 津 市 選挙管理委員会	〒695－0011 島根県江津市江津町947番地 2	0855－52－7499	0855－52－0662
雲 南 市 選挙管理委員会	〒699－1392 島根県雲南市木次町里方521番地 1	0854－40－1090	0854－40－1029
奥出雲町 選挙管理委員会	〒699－1511 島根県仁多郡奥出雲町三成358番地 1	0854－54－2505	0854－54－1229
飯 南 町 選挙管理委員会	〒690－3513 島根県飯石郡飯南町下赤名880番地	0854－76－2211	0854－76－2221
川 本 町 選挙管理委員会	〒696－8501 島根県邑智郡川本町大字川本271番地 3	0855－72－0632	0855－72－0635
美 郷 町 選挙管理委員会	〒699－4692 島根県邑智郡美郷町粕淵168番地	0855－75－1213	0855－75－1505
邑 南 町 選挙管理委員会	〒696－0192 島根県邑智郡邑南町矢上6000番地	0855－95－1114	0855－95－0268
津和野町 選挙管理委員会	〒699－5292 島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	0856－74－0028	0856－74－0002
吉 賀 町 選挙管理委員会	〒699－5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市750番地	0856－77－1111	0856－77－1891
海 士 町 選挙管理委員会	〒684－0403 島根県隠岐郡海士町大字海士1490番地	08514－2－0113	08514－2－0357
西ノ島町 選挙管理委員会	〒684－0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地 4	08514－6－0101	08514－6－0683
知 夫 村 選挙管理委員会	〒684－0100 島根県隠岐郡知夫村1065番地	08514－8－9013	08514－8－9013
隠岐の島町 選挙管理委員会	〒685－8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地 2	08512－2－2111	08512－2－6005
島 根 県 選挙管理委員会	〒690－8501 島根県松江市殿町 1 番地	0852－22－5064	0852－27－8565

